

受理官庁 MY	マレーシア知的所有権公社	附属書 C MY
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	マレーシア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はePCT出願を使用して提出されたXML及びPDFファイルを認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁, 欧州特許庁, 日本国特許庁(JPO)又は韓国知的所有権庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁, 欧州特許庁 ⁴ , 日本国特許庁(JPO) ⁴ 又は韓国知的所有権庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: マレーシア・リングギ(MYR)	
送付手数料	電子出願 紙形式の出願 MYR 500 550 及び MYR 60 70 を30枚を超える各用紙につき追加	
国際出願手数料 ⁵	1,330 スイス・フランに相当するMYRの額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁵	15 スイス・フランに相当するMYRの額	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2014年9月25日付公示（PCT公報）138頁以降参照。
- 4 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 5 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

MY	マレーシア知的所有権公社 (続き)	MY
受理官庁に支払うべき手数料 (続き)	通貨：マレーシア・リングギ (MYR)	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	200	スイス・フランに相当するMYRの額
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	300	スイス・フランに相当するMYRの額
調査手数料	附属書D (AU), (EP), (JP) 又は (KR) 参照	
優先権書類の手数料	最初の5頁まで各頁につき	MYR 100
	更に5頁を超える各頁につき	MYR 3
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がマレーシアに居住している場合 要, 出願人がマレーシアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている弁理士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない	